

## 随意契約理由書

- 1 工事名 二級河川 芦田川外 芦田川水門外遠隔監視制御設備更新工事
- 2 工事場所 高石市加茂四丁目地内 外
- 3 工事概要 遠隔監視制御設備更新 一式
- 4 契約番号 2024-10-11974
- 5 関係規定 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号  
大阪府財務規則第62条及び同運用62条関係2項1号

### 6 理由

- 芦田川水門、王子川水門は、それぞれ昭和46年及び昭和54年に設置された水門であり、津波・高潮時には両水門を閉鎖し、まちを津波・高潮浸水から防御する重要な役割を果たしている。平成24年度には、有線回線（光VPN回線）により高石市から両水門の遠隔監視操作、鳳土木事務所から遠隔監視できるシステム構築がなされている。
- 本工事は、両水門の遠隔監視制御設備のうち、高石市役所に設置している水門遠隔監視制御サーバ及び監視制御端末等が設置後10年以上経過し老朽化が進むとともに、使用機器のWindowsサポート期間も終了していることから、これらの更新を行うものである。
- 既設遠隔監視制御設備はいわゆる汎用品ではなく、システム構成や各機器とのインターフェイス、データ伝送に伴う信号処理方法などに関して、当初施工者が独自に開発設計した制御技術、信号処理技術が採用され、要求性能を満足するように製作・据付・調整されたものである。従って、本工事は、当該機器の設計、製作において、その機能、構造に精通しているとともに、当該機器のシステム構造や設備に関する専門知識、仕様、特性を熟知している者でなければ履行できない。
- 以上のことから、本工事の施工については、当該機器のシステム設計・製作を実施した三菱電機株式会社関西支社より当該システムの保守点検、維持管理、修繕業務部門を移管されている三菱電機株式会社大阪支社以外には、その能力を有するものがないことから、同社を見積りの相手方として見積りを徴収することとし、その見積り価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結するものである。